

「第4期北九州市障害福祉計画（平成27年度～29年度）（素案）」に対する意見と市の考え方

<p>【意見の内容】</p> <p>1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見</p>	<p>【意見の反映結果】</p> <p>① 計画に掲載済、または計画期間中に実施予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他</p>
--	--

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
計画全般に係るもの				
1	<p>このような北九州市障害福祉計画策定に関する専門委員として、社会福祉の専門家である社会福祉士や精神保健福祉士の各専門職能団体から策定委員として会議に参画することが望ましいのではないかと考える。</p>	<p>計画の策定にあたっては、障害者団体や保健・福祉・医療関係者、学識経験者等による委員会(障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会)において、幅広い意見を聞きながら策定しています。この中には社会福祉士や精神保健福祉士の資格をお持ちの方も参画いただいております、障害福祉の専門的な知見を反映しながら策定してまいります。</p>	2	①
2	<p>知的障害者の入所施設の入所者は北九州市外が50%を超えていると聞いている。今後は北九州市外の親・家族も委員会等に入れて声を聴いてほしい。</p>	<p>本市には、数多くの障害者団体があり、附属機関等の委員数には限りがあることから、主に代表的な団体に参加いただいておりますが、その他の団体についても十分意見を聞きながら、施策の推進を図ってまいりたいと考えています。</p>	2	①
3	<p>第4期北九州市障害福祉計画の基本理念はすばらしく、誰もが社会の構成員として実感していけ、また障がい者は、無理解による差別や偏見もなくなり正しく理解され安心して暮らせる地域になると希望が持てる。「障がいのある人もない人も住みやすい安心していきいきと暮らせるまち」という条例を作ってください、すべての市民にひろく投げかけていただけたらと思う。</p>	<p>第4期北九州市障害福祉計画の基本理念として掲げている「共生社会の実現」は、障害者基本法第1条に規定されているものです。本市ではこの法律を踏まえて計画を策定したものであり、計画の着実な実施を図ることにより、「障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまち」の実現に向けて、すべての市民に広く投げかけ、啓発を行ってまいりたいと考えています。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
4	障害者福祉全般で言えることだが、北九州の支援は北九州市内だけで完結できないこともある。近隣自治体の障害者福祉支援機関とも連携し活用しながら支援を図るスタンスがあればと感じる。北九州市内の社会資源ではニーズ満たされないものや近隣には充足しているものもある。障害者総合支援法は各自治体が責任を持って障害者の支援を提供する制度であるが、出来る部分はシェア出来るようなことも必要かと感じることもある。(大きい話では北九州圏域地域間障害者福祉連携協定のようなもの、小さい話では各機関や窓口レベルでの対応など)		2	①
第一章 第4期北九州市障害福祉計画の基本的考え方				
5	今年度、市では障害者等実態調査を実施したが、精神障害者の調査対象数が600人で知的障害者数より母数が多いにもかかわらず、少ないのは納得がいかない。他障害より増加傾向にある精神障害に対する軽視と言わざるを得ない。確かに精神障害に対する取り組みに困難さを感じられるのは否めないが、手遅れにならない内に、もっと本腰を入れた対策を講じてほしい。	身体障害者、知的障害者、精神障害者については、前回調査との比較検討するため、平成23年度に実施した前回調査時の調査対象者数と同数としました。なお、前回の調査対象者数は、各障害者手帳交付数を基に算定したものです。施策の推進にあたっては、精神障害者をはじめ各障害者団体の意見を十分に聞きながら進めてまいります。	2	①
第二章 第4期北九州市障害福祉計画				
6	施設入所者の削減という文章の「削減」という表示は、行政当局の上から目線が感じられる。入所施設でしか生活できない利用者、親、家族にとっては不当な表示だと思う。どこで生活するかはその人の自由である。別の表示に改めてほしい。(素案P7、P18～19、P29等)	計画策定にあたっての、「国の指針」引用部分を除き、ご指摘の箇所については「削減」の表示については、「施設入所者の減員数」に改めます。	3	②
7	地域移行の推進を図る一方、障害者の住まいの確保は依然として厳しい状況にある。消防法、建築基準法の基準をクリアするためには多大な資金が必要となり、障害のある方が気軽に住まいを選べる環境になっていないように思う(グループホーム)。	グループホームの整備にあたっては、利用者の安全確保のため、消防法や建築基準法等に適合させることが求められており、そのための支援として、本市ではスプリンクラーの設置に対する補助などを行っているところです。また、グループホームの整備が促進されるよう、グループホームの建築基準を一般の住宅と同様に取扱うことが可能となるような措置について、大都市主管課長会議を通じて、国に要望しているところです。	2	①
8	施設入所から地域生活へ移行することにより、障がい者の受け皿となる場所はどこになるのか。軽度であれば家庭や一人暮らしでも問題はないかもしれない。しかし、重度の場合は家族の生活や障がい者自身の自立、親の死後などを考慮するとグループホームでの生活(家族が休日の時に帰省する)が理想である。現実においては、グループホームの開設の国の法的なハードルは高い(防災やその他設備、人員配置など)。予算での開設は困難を極める。そこで行政とパイプラインがありキャリアとスキルの信頼性がある「(社福)北九州市手をつなぐ育成会」や「(社福)北九州市福祉事業団」を主体としてグループホームのみならず、作業所や企業の設立を行政のバックアップの下で積極的に進めてほしい。	計画においても、施設入所者の地域生活への移行の受け皿としてグループホームは重要と考えています。本市ではグループホームの整備について、市独自予算によるグループホーム開設の際の備品購入費等の助成を実施しており、今後も継続しながら、民間事業者の整備の促進を図ってまいります。	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
9	親元からの自立を望む人も支援すべき。これも地域生活への移行である。	親元からの自立を希望する方への支援も大事な地域生活移行への支援と考えています。そのため、ご本人のニーズに基づき、生活や居住面を支援する障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、区役所、就労を支援する障害者しごとサポートセンター等による地域生活への移行を支援していきます。	2	①
10	入院中の精神障害者の地域生活への移行 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課 事務連絡 平成26年10月24日「長期入院精神障害者の地域生活への移行を促進するための介護保険担当部局等との連携について」では「障害福祉計画と介護保険事業計画との調和を図る」ことが謳われている。 高齢の長期入院精神障害者について、成果目標・目標達成のための方策についての記述が見当たらない為、成果目標の数値設定が困難であれば、目標達成のための方策に、高齢の長期入院精神障害者に関する具体的な内容を挙げていただきたい。	本市では、国の通知に基づき、障害福祉担当部局と介護保険担当部局とが連携し、それぞれの計画の調和を図りながら計画を策定しています。長期入院中の精神障害者で認知症のある方などの地域移行に関しても、高齢者支援計画において、認知症高齢者のグループホームなど介護サービスの整備や充実の中で対応するとともに、介護サービスで対応困難な精神障害者については、障害福祉サービスで対応することとしております。	2	①
11	地域生活支援拠点の整備に当たっては、既存施設を利用する面的整備ではなく、新たな小規模入所施設などを核とする新設整備とし、全国のモデルとなる拠点として欲しい。	地域生活支援拠点の整備にあたっては、国の指針により新たな施設整備または地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(面的な体制)の整備によって行うこととされています。今後、国において実施するモデル事業や他自治体の状況等を見ながら本市の実情に応じた検討を行っていきたくと考えています。	2	①
12	見込み量に「宿泊型自立訓練」の数値がないが法律に明記されている事項である以上、目標があつてしかるべきではないか。	日中活動系サービスの「自立訓練(生活訓練)」のサービス見込み量の中に「宿泊型自立訓練」の見込み量を含めて計上しています。	2	①
13	日中活動系で利用者数最多の生活介護サービスについてなぜ「介護」という言葉を用いるのか疑問である。 利用者の障害特性を踏まえて、本人の意向も尊重し、個々に応じたプログラムの提供をお願いしたい。 行政及び事業者は、人材の確保とその養成、サービスの質の向上にさらに努めるべきである。	「生活介護」の名称については、法律で定められたサービス名として用いられています。 生活介護の支援内容については、利用者の障害特性を踏まえ本人の意向を尊重した個別支援計画を策定し、個々に応じたプログラムを提供することになっており、今後も適切にサービスが提供されるよう努めてまいります。 また、各事業所における人材の確保・養成は重要と考えます。人材確保に向けては、処遇改善を図るため、現在、国において、事業所が行う「従業者の資質向上や雇用管理・労働環境の改善」等の取り組みを報酬で評価する検討が行われています。 本市としても、大都市主管課長会議を通じて、国に適切な報酬設定について要望を行っているところです。 また、人材養成については、本市では、市内の事業所等を対象に新任・中堅職員・施設長などの階層別研修や専門職研修などを実施しています。さらに、事業所等での研修等の取組みを支援するため、障害福祉に関する基本的事項の解説や研修手法・研修事例の紹介、研修機関の案内などを掲載したマニュアルを作成し、その活用を働きかけています。 こうした人材の確保とその養成についての取り組みについては、計画に加筆し、修正します。	2	②

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
14	<p>素案P29の居住系サービスの「提供体制を確保するための方策」の項目に、以下を加えてほしい。</p> <p>「サービス提供事業者における人材の確保・養成を進めサービスの質の向上を進めます。」(素案P19記載と同じ文章)</p> <p>「既存入所施設のサービス拡充が進むように、国に対し報酬水準の適切な増額、職員配置基準等の改善について要望します。」(素案P31記載と同じ文章)</p>	<p>ご指摘の項目については、文章を加筆修正します。</p>	3	②
第三章 北九州市障害者計画【拡充版】(新規・拡充)				
15	<p>【拡充】総合療育センターの機能の充実</p> <p>医師、看護師、保育士、訓練士、作業療法士等の確保をお願いしたい。</p> <p>年々増加する発達障害児の早期診断への取り組み及び診療体制の充実を図るために、平成30年開所予定の新療育センターに児童精神科が新設されることに大いに期待をしている。現在は発達障害関係の診断は、副所長がひとりで担っておられるようで、その負担も大変なものとする。さらに診断後も受け入れ体制が充分でないために療育開始を待っている幼児も多くいると聞き及んでいる。早期発見及び早期療育が受けられるように、保育士、訓練士、作業療法士等の確保をお願いしたい。加えて地域の病院で診察及び治療を受けることが難しい重度の自閉症児者を受け入れることができるように、医師、看護師の確保をお願いしたい。</p>	<p>増加する発達障害児に対応するために、専門スタッフの確保は重要と考えています。</p> <p>現在、児童精神科医については、前倒しの採用に向けて協議しているところです。また、作業療法士や保育士などの専門スタッフについても、その確保に向けて努めてまいります。</p> <p>また、診断後について、総合療育センターの建替え及び西部分所の開設により、児童発達支援センターの定員を10名増やすこととしています。今後も、障害児の特性や状況をふまえながら支援を行ってまいります。</p>	2	①
16	<p>【拡充】総合療育センターの機能の充実</p> <p>地域の病院にかかっている障害児者が、レントゲン、採血、CT、脳波等の検査が受けられない場合、療育センターで検査を受けられるように連携を図っていただきたい。</p> <p>重度の自閉症児者が必要に迫られ、レントゲン、採血、CT、脳波等の検査を受けなければいけない時でも、なかなかスムーズに受けられないことが多々ある。そのような時に障害特性に配慮していただける療育センターでスポット的に検査を受けることができれば、本人も精神的に大変リラックスできるし、また保護者もほかの方々への気兼ねや心労も多少なりとも、軽減されるのではないかと思います。</p> <p>また、北九州市が発達障害のある人たちが医療現場でスムーズに診療を受けることが難しいことを受け止め、昨年4月に「医療機関で働く皆さまへ 発達障害のあるひとへの対応のポイント」という医療従事者等への啓発リーフレットを作成されたことは大変ありがたく思っている。このリーフレットが現場で活用されますように啓発にご尽力いただきたい。</p>	<p>重度の自閉症児者が地域の医療機関で安心して診療を受けることができることは大切です。</p> <p>地域の病院にかかっている障害児者が、その状態により検査を受けられない場合について、総合療育センターの利用をしたことのある障害児については、他の利用者の状況をみながら対応可能です。また、初診の場合は、まず診察を行い状態を把握したうえで、必要な検査について対応するようにしています。</p> <p>医療従事者等への啓発リーフレットは、発達障害のある人が病気になって医療機関を受診した時に、医師等の医療従事者の認識不足により、スムーズな診察が困難になる場合があることから、医療従事者へ発達障害について啓発するために作成したものです。内容は発達障害のある人の特性や対応方法、身近な相談先等を記載しています。今年度、北九州市医師会、北九州市歯科医師会を通じて配布しています。今後も、このリーフレットを積極的に活用していただくよう、啓発に努めてまいります。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
17	<p>【拡充】総合療育センターの機能の充実</p> <p>重度障害児について 重度障害児の酸素の必要な子供たちなどに対するレスパイトケアができるような体制作りをもっと強化してほしい。 大学病院は急性期治療が中心であり近隣に相談や対応ができる施設があまりないようで困っている。そのため、療育センターでの役割として対応強化していただくことや、今後、八幡西区に分校として療育センターができるのであれば、同時に病床も増やしていただけると助かる。</p>	<p>酸素を必要とする重度障害児のレスパイトケアとしては、短期入所を受け入れる総合療育センターがあります。また、日中預かり療育支援を行うことで親のレスパイトになる通所施設として児童発達支援事業所(未就学児対象)は市内に3ヶ所、放課後等デイサービス事業所(就学児対象)では市内に8ヶ所があります。 また、総合療育センターは平成30年度に建替えを予定しており、短期入所床も20床から30床に増やすこととしています。 なお、開設予定の総合療育センター西部分所は、外来及び通所のみとなっています。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
18	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>北九州市における精神障害者福祉手帳所持者は5,400人余と言われているが、他の障害と比べて、病気を隠したい傾向が強く、精神障害を抱える人はその倍近くいるのではないかと思われる。また、ストレスの多い現代社会において生きづらさを感じて日々苦しんでいる当事者とその家族はもっと多いと思われる。精神的な病については、思春期の早期対応、早期支援に果たす教育及び行政機関の役割は極めて重要である。これらに係わる教職員に対する研修と生徒に対する「心の健康」に関する教育の充実を図っていただきたい。また、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動を実施していただきたい。</p>	<p>「心の健康」について、教職員への研修や生徒に対する教育は重要であると認識しています。教職員に対しては、市立全学校の教職員を対象に、スクールカウンセラー(臨床心理士等)による「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」研修を実施し、誰でも心が苦しいときがあることを認識すると共に、その際の援助希求能力を高めることの重要性について周知を図っています。そして、それを発達段階に応じながら児童生徒の指導に結びつけるようにしています。</p> <p>児童・生徒への「心の健康」に関する教育については、小学校体育科保健領域にて、5年生「心の健康」において、心の発達や心と体のかかわり、不安やなやみへの対応について学習しています。また、中学校保健体育科保健分野では、1年生「心身の発達と心の健康」において、社会性の発達や自己形成、ストレスへの対処について学習しています。</p> <p>精神障害者への差別と偏見の解消に向けた研修も重要であると認識しています。これまでも本市教育センターにおける人権教育に関する研修会を通して、障害者に対する理解を深め差別と偏見を解消するための教職員への研修を行ってきました。今後も、研修を通じて教職員への啓発を充実させていきたいと考えています。児童生徒には、教育活動全体を通じて、障害のある子どもとの交流教育を行うなど、障害のある人に対する理解を深めさせるとともに、すべての人が住みやすい社会を実現しようとする態度を身に付けるような指導を行っています。</p>	2	①
19	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>本市の精神障害者数(入院+公費通院)は素案P16の統計からも年々増加傾向(H21年度から4年間で21%増)にあり、現在1万4千人を超えていると考えられる。本市人口の1.5%、約70人に1人の割合となる。他の障害と比べて、病気を隠したい傾向が強く、また、ストレスの多い現代社会において生きづらさを感じて日々苦しんでいる当事者とその家族は今後さらに増えると思われる。精神的な病については、思春期の早期対応、早期支援に果たす教育及び行政機関の役割は極めて重要である。これらに係わる教職員に対する研修と生徒に対する「心の健康」に関する教育の充実を図ってほしい。また、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動をもっと実施してほしい。</p>	<p>また、今後、平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」の趣旨や内容について、幅広い理解が得られるよう、広く周知啓発を行っていくと共に、法が目指す差別の解消に向けて、障害者団体を始め関係者・関係機関と連携しながら、一体となって取り組んでいきます。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
20	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>「ピアサポーターによる相談支援について」 当ホームの利用者さんにおいても2名ピアサポーターとして活躍されており、ご自身としても役割、やりがいを感じられている様である。長期入院の患者さんへの退院支援について「あの人が退院してこんな生活しているのなら、自分も退院しようか」といった話もよく耳にする。25年入院していた利用者さんが当ホームにいる。その方も入院していた友人が退院してその後話を聞いたら自分も退院してみようかと思ったとの事である。それまでは、退院する気はなかったようだ。</p> <p>また、当ホームの精神科病院さんからのお招きで、病棟の活動としてホームの紹介を利用者さんとさせて頂いたり、デイケアの家族会にホームの紹介をさせて頂ける機会を数回頂きました。長期入院の患者さんへの退院支援は非常に時間や労力のかかる事と思われる。その中でもピア(仲間)の活動は有効であると、感じる事が多くある。ピアサポーターの養成、研修、交流の機会、活動先を増やす事を望む。</p>		2	①
21	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>ピアサポーターの養成をお願いしたい。</p>		2	①
22	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>差別や偏見、誤解をなくす為の啓蒙活動を</p> <p>① 3障害の中で精神障害者は、差別、偏見の目で見られ理解されていない。いまだに、怖い存在だというイメージで見られている。知らない、知らされていない事が、偏見や誤解をよぶ。是非、積極的に公務員(教職、行政職)への教育、啓発や地域での学習会等、取り上げてほしい。</p> <p>② 家族会の存在を知らない当事者を抱える親は長年悩み苦しみ続けている。早急に役所内や精神科病院、クリニック等にチラシなどを置き、市政だより等でも周知させてほしい。これも啓蒙活動の一環となる。</p>	<p>精神障害者に対する差別や偏見の解消は、大変重要な課題です。</p> <p>① 精神疾患に対する正しい知識を普及させるために啓発活動の充実を図ります。教職や行政職への啓発をはじめ、地域住民に対する啓発活動の充実を図ります。</p> <p>② 家族会の周知については、「セルフヘルプ・グループ情報誌」等に掲載し、区役所での相談時に配布したり、関係機関にも配布しています。今後も家族会の周知を実施してまいります。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
23	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 安心感のある地域での暮らし・地域生活支援に関して、障害当事者の重度化、高齢化や、親が支援することが出来なくなった場合（親亡き後）への対応が曖昧である。		2	②
24	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 家族支援をぜひ計画に入れてほしい。（どんな手法でも）	本市の障害福祉施策の基本方針を定めた平成24年に策定した「北九州市障害者支援計画(平成24年度～29年度)」において、ご指摘いただいた障害者を取り巻く環境の変化を踏まえて、障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、総合的に施策の推進を図ることを定めています。この計画は平成29年度までを計画期間としており、継続して取り組んでまいります。このため、こうした計画での位置づけについて、今回の計画の冒頭に改めて加筆し追記することとします。	2	②
25	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 現在高齢化が進んでいると言われているが、障害者も保護者も同じである。将来、保護者がいなくなって、治療に結びつかない人が1人残った時のことを考えると恐ろしくなる。今の内に役所や病院が対応策を考えてほしい。以前は家族からお願いすると病院が連れに来てくれていた。	家族支援についても重要と考えており、現行の「障害者支援計画」に基づき、区役所での家族教室や交流会の開催など実施しており、今後も家族支援の充実について取り組んでまいります。	2	②
26	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 家族支援について 家族も当事者に振り回されて疲れきっている。家族会も高齢化し、病気の人は悲鳴をあげている。自分達の子もだからと何もかも諦めている人もたくさんいる。そんな時、家族支援で話をゆっくり聴いてくださったり、家族が疲れた時に宿泊できる場所があればいいと思う。また、孤立した家族がたくさんいる。何とか家族会につなげることはできないか。	精神障害者の家族に対して、区役所での相談の際に家族会の情報を提供しているところです。	2	①
27	【新規】「改正精神保健福祉法」への対応 家族も疲れている。家族が一時的に避難、休養できる場所を確保してほしい。	障害福祉サービスにおける短期入所(ショートステイ)については、居宅で介護を行う家族等の疾病や冠婚葬祭、旅行等の場合に利用できますが、同時に家族など介護の方へのレスパイトサービスとしての役割も担っております。	2	③

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
28	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>北九州市としてACT(包括地域生活支援プログラム)への支援、援助、助成をお願いしたい。</p> <p>平成26年4月には北九州市内でも「Q-ACT」が発足して利用者と家族支援を行っている。利用者は現在40数名で、利用されている家族は大変喜んでいて、しかし、ACTは支援の内容・質を確保するため、八幡西区の方まで支援を広げるのが困難な状況となっている。</p> <p>①ACTは本人と家族支援に有効な社会資源の1つである。北九州市として今回の福祉計画に盛り込んでいただきたい。</p> <p>②家族が高齢化して親亡き後が深刻な問題となっている。家族支援は国や北九州市にとって重要な課題である。ACTは家族支援の1つとしてその役割を果たすことができる。検討をお願いしたい。</p>		2	②
29	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>精神障害発症家族への早期介入をお願いしたい。「家族が支援」から「社会的支援」へと展開していただきたい。アウトリーチ及びACTの環境整備を行っていただきたい。</p>		2	②
30	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>昨年発足したQ-ACTの活動をされている方々に接し、とても感銘を受け、包括型地域生活支援の下、必要不可欠な存在だと感じた。家族会とともに公の機関の方々も今後の活動を見守り、定着、発展に向けて取り組むべきことは何か等について検討していただければと思う。</p>		2	②
31	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>ACTにご理解いただくとともに、行政上でもACTのように頼れる組織はできないものか。</p>		2	②
32	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>引きこもりについて</p> <p>精神障害者は引きこもりが非常に多い。就労まで行き着く人はほんの一握りだと思う。多くの方は、内服して家の中で穏やかに過ごせれば良いのではないかとと思われる。当事者は人間である。色んなことを考えたり、やってみたくもある。私達が考える以上にやれない事が多い。親との関係は煮詰まり、人との関係もうまくとれない。しかし、教育を受けた専門スタッフが関わり、少しずつ変わっていった当事者が増えてきている。イギリスやイタリアにはまだまだ届かないが、ACT(包括型地域生活支援プログラム)のような当事者の気持ちを大事にし、その人の良い面に目を向け、緊急時にも対応する、そのようなACTを福祉の方面から手助けできないかと思う。ACTが各所にできれば当事者や家族が大変喜ばれる方が増えると思う。</p>	<p>ACTは、多職種がチームとなって、重い精神障害のある方の地域での生活の回復を支援していくプログラムです。</p> <p>国においても、精神障害者の地域移行を進めるうえで、地域生活を支えるための「多職種のチームの連携」が必要であるとし、その在り方を検討しており、本市としても「チーム対応」が有効であると認識しています。</p> <p>本市では、ACTに関するセミナーに行政職員が参加したり、障害関係事業者等の研修の場である「地域生活支援研究会」のテーマとして議論したりするなど情報交換に努め、各区の精神保健福祉相談員や基幹相談支援センターとも連携を図っているところです。</p> <p>ACTの活動は、民間事業所において、医療や福祉サービスを組み合わせる方法が主体となっており、今後も、ACTに関連する専門職種のネットワーク支援や、ACTの手法に関する啓発周知などによりACTの支援を行ってまいります。</p> <p>家族支援の観点から、計画に今後の方向性として精神障害者の「地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援」を新たに加筆し、修正します。</p>	2	②
33	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>精神障害者発症家族への早期介入について</p> <p>引きこもりの方への対策支援のため、家族会の力(ピアサポート)心理教育の実施、ACTへの理解、支援をお願いしたい。</p>		2	②

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
34	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>精神障害で、まだ就労支援A型・B型に行けない方もたくさんいる。外に向かってほしいと思う。そのためには、家族と医師だけでは、なかなか大変だと思う。行政もなかなか動けない部分もあるが、保健福祉の方や、家族会、ACTの立ち上げるなど、早く活動していかないといけない。親も年をとり、わが子の面倒が見られなく日は必ず来る。生活保護、施設入所、最後の看取りも、親・兄弟・親戚も当てにならないときがあると思う。</p>	No.28～33と同じ	2	②
35	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>親亡き後の当事者が、自立して住みなれた地域で生きていくために、次の2点をお願いする。</p> <p>① ACT(包括型地域生活支援)は、多くの家族が大きな期待を寄せている。当事者が自立して生活するための基盤となるプログラムだと思う。志高いACTのメンバーが十分に力を発揮できるように、また、各区にACTが立ち上がり、多くの障害者が救われるように、資金面やその他の援助をお願いする。</p> <p>② 住居の確保等の公的保証人制度や、安心して託せる後見人制度の実現を関係機関へ働きかけてほしい。</p>	<p>① NO.28～33に同じ</p> <p>② 保証人がいない等の理由により住居の確保が困難な方については、障害者基幹相談支援センター内の居住サポートセンターが家賃保証事業者の斡旋や家主との調整等の入居に向けた支援を行っています。</p> <p>身寄りのない知的障害者、精神障害者で判断能力が不十分なため、成年後見制度を利用することが困難な場合に、市長が後見等の開始の申し立てを行う成年後見制度利用支援事業を関係機関と連携しながら進めてまいります。</p>	2	②
36	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>近年家族支援の重要性が強調されるようになったが、北九州市においても、有効な家族支援施策の検討と実施をお願いしたい。そのために、実態の掴み辛い精神障害者及びその家族に対する実態調査をお願いしたい。</p>	<p>精神障害者の家族への支援については、重要であると考えています。現行の「北九州市障害者支援計画」(平成24年度～29年度)においても、家族支援を含め、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえながら、総合的に施策の推進を図っているところです。今回の計画においても、精神障害者の地域移行を促進するため、地域での受け皿づくりや相談支援、啓発に力を入れていくこととしており、今回いただいたご意見を踏まえ、家族支援の観点から、計画に、今後の方向性として、精神障害者の「地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援」を新たに加筆・修正します。</p> <p>北九州市障害児・者実態調査においては、主に家族が行う、介助者の年齢や健康状態について調査を行っており、施策の推進にあたっては、日頃から、障害のある方の家族も含め、各障害者団体の方々の意見を十分に聞きながら進めてまいります。</p>	2	②
37	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>在宅での適切な福祉サービス及び医療が受けられるよう、ACT(包括型地域生活支援)及び精神科訪問診療看護が充実するように施策を講じていただきたい。</p>	<p>ACTに関しては、No.28～33と同じ</p> <p>また、精神科訪問看護については、国の検討会の報告書でも言及されています。本市としては、今後国の動向をふまえながら、検討してまいります。</p>	2	②

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
38	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>障害者実態調査の「主な介護者」の結果からも、家族の介護負担が極めて高いにもかかわらず、障害福祉計画全体を通じて家族支援の視点が欠如しているように感じる。素案P20の「入院中の精神障害者の地域生活への移行」や「地域生活支援拠点等の整備」の方策も通り一篇で、本当に家族が必要としていることに踏み込んでいない。精神障害者が地域の中で暮らしていくためには、主たる介護者である家族を支える仕組みが必要である。例えば、居宅への往診制度の新設、包括的訪問看護の拡充、24時間対応の緊急時の受け入れ体制（医療対応、緊急避難等）の整備について、厚労省出典資料の図にはそれらしきものが書かれているが、本計画には具体的に述べられていない。生活支援計画の作成や相談体制の充実も大事だが、家族が安心して介護を続けるには、困ったときに即応できる体制が整っていることである。相談窓口や病院に連れてきて下さいでは、通常の状態では対応できるが、異常な状態では家族に酷過ぎる。また、素案P41の日帰りショートステイ事業だけでなく、宿泊を含むショートステイ事業も家族のために必要である。</p>	<p>精神障害者の家族への支援は重要であると考えています。現行の「北九州市障害者支援計画」（平成24年度～平成29年度）においても、家族支援を含め、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえながら、総合的に施策の推進を図っているところです。</p> <p>今回の計画においても、精神障害者の地域移行を促進するため、地域での受け皿づくりや相談支援、啓発に力を入れていくこととしており、今回いただいたご意見を踏まえ、家族支援の観点から、計画に、今後の方向性として精神障害者の「地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援」を新たに加筆し、修正します。</p> <p>また、障害者の地域生活支援を推進するための「地域生活支援拠点の整備」について、その機能の説明を加筆します。今後、国においてモデル事業を実施し、そのノウハウを報告書としてまとめ、全国にフィードバックすることが計画されており、それらの状況を見ながら本市の実情に応じた検討を行ってまいります。</p> <p>なお、宿泊を含むショートステイについては、短期入所サービスとして実施しています。</p>	2	②
39	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>家族支援の検討について 家族は高齢化と本人の支援のために疲弊している。家族支援について、研究、学習、検討、対策等のようなものがあるか、行政、家族会とも共同して取り組んではどうか。 ①家族支援対策を検討するために、精神障害者家族会の実態調査の実施をお願いしたい。実態調査をもとに、家族支援策を検討してはどうか。 ②具体的な一例として、家族の疲労が蓄積したときなどに家族を一時的に介護・支援などから解放し、休息の機会を提供する、家族のための一時的なショートステイ、レスパイトサービス、ホームヘルパー（家庭生活支援員事業）などの実施</p>	<p>①No.36と同じ</p> <p>②障害福祉サービスにおける短期入所（ショートステイ）については、居宅で介護を行う家族等の疾病や冠婚葬祭、旅行等の場合に利用できますが、同時に家族など介護の方へのレスパイトサービスとしての役割も担っております。</p>	2	①
40	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>愛する子供が精神疾患にかかり、ひどい混乱とショックと否認の急性期、家族は現状をどう理解し寄り添えばよいのかわからないまま必死で看病し、疲弊していく。孤立しやすい時期でもある。そんな時、支援センターに連絡すると家族支援専門員が来てサポートしていただけたら、訪問できる住診医につなげていただけたら、エンパワメントを促す家族会を紹介していただけたらと新聞に載るような悲しい事件にならないかもしれない。診療体制の法整備も必要なのかもしれない。又、家族が入院などしたとき当事者がショートステイできる場所、又当事者と（暴力問題などで）距離をおいた方がよいときに家族が泊まれる場所を確保できないか。又、緊急時の入院搬送はどの家族も悩んでいる。このように常にケアしつづけている家族を支援すべき対象として位置づけていただけたらと思う。</p>	<p>精神障害者の家族への支援については、重要であると考えています。現行の「北九州市障害者支援計画」（平成24年度～29年度）においても、家族支援を含め、障害者を取り巻く環境の変化を踏まえながら、総合的に施策の推進を図っているところです。</p> <p>また、精神保健福祉センターにおける専門研修や人材育成、区役所での精神保健福祉相談、保健所における緊急対応、さらには、子ども総合センター（児童相談所）での思春期児童の相談など、各機関が連携しながら家族支援について対応しているところです。</p> <p>ご提案いただいている内容については、今後の参考にさせていただきます。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
41	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>精神保健福祉対策は、最近の障害者、精神障害者関連の新たな法改正や新規法制などにも拘わらず、大変遅れている。今日でも、精神障害者に対する差別と偏見は数十年前とほとんど変わっていないというのが私たち関係者の実感である。</p> <p>極端に言えば、法律等が整備されても、具体的な生活支援や地域の支援体制などほとんど十分な予算措置もなく、具体的な対応がないために精神障害者の状況は何年、何十年経ってもかわらない。</p> <p>北九州市の場合も具体的な予算措置を伴う、交通費助成や医療費助成などが無いが不十分で障害者間格差も放置されたままとなっている。</p> <p>制度があってもそのような状態であるので、北九州市独自の予算を伴う新規の支援事業などは、ほとんど考えられないのであろう。北九州市も予算も厳しく、節約も求められている。しかし、市が必要と思う大規模な予算を伴う事業は実行されている。予算を見直し、精神障害者に限らず、緊急に生活に困窮し援助を求めている市民に少しでも援助の手が差し伸べられることを願っている。今回の、第4期北九州市障害福祉計画がいくらかでもそのような機会になることを願っている。</p>	<p>本市では、障害者支援計画に基づき精神保健福祉対策として、各種障害福祉サービスの充実をはじめ、各区役所における精神保健福祉相談体制の強化(精神保健福祉相談員を平成21年度からの5年間で10名から22名に増員)、精神科緊急・救急医療体制の整備、夜間・休日精神医療相談の実施、交通費助成事業の実施など精神保健福祉対策の充実を図ってまいりました。</p> <p>今回の計画においても、改正精神保健福祉法への対応をはじめ、改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法への対応について、新たな取り組みを盛り込んでおり、これらの取り組みを着実に推進し、精神障害者の福祉の向上を図ってまいります。</p>	2	①
42	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>孤立した家族を作らないことが大切である。他の家族と交流することで心がほぐれ当事者との軋轢、家族崩壊、家族による虐待、自死防止に繋がる。</p> <p>具体的には、</p> <p>①家族会を育成するサポート機関の開設(家族ピア・サポート事業設置)</p> <p>②相談窓口職員の研修(家族会定例会への参加、家族会主催の「家族による家族のための家族学習会」に相談窓口職員を研修として参加させる)</p>	<p>精神障害者の家族会は、精神障害者の家族として様々な経験をした方による支援が行えるという点から重要な存在であると認識しています。本市としても、家族会に対しては意見交換や、相談窓口での情報提供などの支援を行っているところです。</p> <p>ご提案の内容に関しては、今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>	2	③
43	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>障害者と日常的に関わっている家族を講師として活用する「家族ピア・サポート事業」を開設していただきたい。</p>		2	③

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
44	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>緊急時の入院搬送をしていただける所を作っていただきたい。 息子が悪くなったとき、家族はどうすることもできなくなる。 以前は警察に来ていただき入院につながったが、ここ何年か前より厳しくなり、来ていただけなくなった。 精神障害者には一番必要なことだと思うのでぜひお願いしたい。</p>		2	③
45 46	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>当事者(精神障害者)が急に症状が悪くなった時、緊急時の車の要請が出来る様な体制作りを要望したい。(同内容の意見:他1件)</p>	<p>入院については、本人の同意による任意入院、患者本人の意思に基づかず、家族等の同意による医療保護入院、そして自傷他害の恐れがある場合の措置入院があります。措置入院の場合には、警察官通報による緊急対応として、警察車両による移送などの対応が取られる場合があります。ご本人の状態により、各機関が状況に応じて対応することとなります。</p>	2	③
47	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>当事者が急に症状が悪化したときの対処について 何処でも病院に連れて行ってくださいと言われるが、親、兄弟が連れて行くことができないから悩み苦しんでいるのである。内服しなければいろんな症状がでる。どんな病気も一緒である。ただ精神障害者は病院に行くことの意味を見出せないのである。だから、他人の手助けが必要である。肉親では限界がある。福祉対策で緊急時に対処するスタッフを養成していただくことを願っている。</p>		2	③
48	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>当事者が急に症状が悪化したときなどに病院までの搬送体制をお願いしたい。</p>		2	③
49	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>精神疾患は年々増加し、五大疾患の一つとして重点的な対策が必要とされている。市や区や民間(ACTなど)のサービスは有り難く、目を見張らせる進捗を感じる。しかし、身近な地域で早期に総合的にサポートしていただける支援センターがあれば早期発見、早期治療につながり、軽症ですんだり、また予防にもなると思う。そこでは専門員がいて、市民向けにメンタルヘルズ講座をしたり、学校教育の現場へも出向き、授業で病気と障がいとを正しく理解してもらい、若者が精神の不調に気づききっかけを作る。この啓発事業は、差別解消へのつながると思う。</p>		<p>市民のこころの健康に関する意識向上を図り、問題解決力を向上させるため、精神保健福祉センターにおける専門研修や人材育成、また、区役所での市民に対するリラクゼーションやストレスケアなど、メンタルヘルスに関わる知識の普及、啓発、健康教育を行っています。</p> <p>学校教育の現場における取り組みに関しては、No.18、19と同じ</p>	2

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
50	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>現在、西鉄バスは身体障害者、知的障害者に対して運賃の50%割引があるが精神障害者に対しては、いくら家族会が頼んでも減収につながるので受け入れてもらえない。精神障害者も同じ障害者、ましては就職率が一番低い障害である。通院や作業所、授産施設等へ通所するのに西鉄バスを利用しなければならない人が多い。市の方からも精神障害者も50%割引が出切るよう、西鉄に働きかけてほしい。</p>		2	③
51	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>3障害(身体障害者、知的障害者、精神障害者)間格差の是正について、 ① JR、西鉄バス、筑豊電鉄、タクシー等運賃の割引を他の障害者と同じようにしてほしい。また、そのための北九州市からの助成なども検討していただきたい。 ② 自動車税、軽自動車税、自動車取得税、北九州都市高速道路及び若戸大橋の通行料等を他の障害者と同じように割引してほしい。</p>		2	③
52 53	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>精神障害者のJR運賃、西鉄バス運賃の割引を身体障害者、知的障害者と同じように5割引き出来る様にして欲しい。 (同内容の意見:他1件)</p>	<p>JR、西鉄バス等の公共交通機関の割引、自動車税等の減税、高速道路の割引等については、重要課題として捉え、県や他都市と協働で要望活動など繰り返し行っているところです。未だ実現には至っておりませんが、今後とも引き続き粘り強く要望してまいります。</p> <p>なお、本市には、独自の交通費助成として作業所等への通所にかかる費用を一部負担し、あわせて精神障害者の社会参加の促進も図る「交通費助成制度」があります。この制度は、西鉄バスに対しては全線定期券も利用可能とし、社会参加での利用も広がるなど一定の役割を果たしており、今後も実施してまいります。</p>	2	③
54	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>交通費を精神障害者も他の障害者と同じ割引になるように力添えをお願いしたい。</p>		2	③
55	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>JR運賃、バス運賃等の割引について身体、知的障害者に比べ精神障害者はどれもととても遅れている。引きこもりが多く、作業所に行けない人の方がとても多く、行けても他の障害者に比べかなり少ない。そう考えると公共の交通機関を利用している人の他の障害者に比べると少ないと思われる(統計はとってはいないが)。一人でも人との関係性を高めるためにも交通費の割引があれば外へ目を向けることができるのではないかな。</p>		2	③
56	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>JR、西鉄バスの運賃の割引を身体障害者、知的障害者と同じ割引をしていただきたい。交通費助成は国連障害者の権利条約第20条「障害者の移動の権利」保障の観点から、又三障害の格差をなくすためにもお願いしたい。</p>		2	③

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
57	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>医療費への助成拡大(現在3割負担の精神科入院医療費を1割負担へ、自立支援医療費と同じく、精神科以外の一般科診療についても1割負担になど)、また、他障害との格差がついている①JR、西鉄バス、筑豊電鉄、タクシー等運賃の割引、②自動車税、軽自動車税、自動車取得税、北九州都市高速道路及び若戸大橋の通行料の是正が早急に必要である。</p>	<p>自立支援医療費に関しては、障害者総合支援法において対象や負担が規定されています。法に規定されている以上の市独自による新たな負担については、厳しい財政事情の中では困難な状況です。</p> <p>JR、西鉄バス等の公共交通機関の割引、自動車税等の減税、高速道路の割引等については、重要課題として捉え、県や他都市と協働での要望など繰り返し対応しているところです。未だ実現には至っておりませんが、今後とも引き続き粘り強く要望してまいります。</p>	2	③
58	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>医療費への助成拡大について、精神障害者を抱える家族の高齢化が年々進み、その生活は大変疲弊しているため、以下の医療費助成をお願いしたい。</p> <p>①精神科入院医療費は、現在3割負担であり、当事者及び家族は大変である。1割負担になるように改善していただきたい。</p> <p>②自立支援医療費と同じく、精神科以外の一般科診療についても1割負担となるよう助成をお願いしたい。</p> <p>③重度障害者医療費助成を精神障害者福祉手帳2級所持者にも適用してほしい。</p>	<p>自立支援医療費に関しては、障害者総合支援法において対象や負担が規定されています。法に規定されている以上の、市独自による新たな負担については、厳しい財政事情の中では困難な状況です。</p> <p>また、重度障害者医療費助成制度は、3障害ともに重度の方(精神障害は1級、知的障害者は療育手帳A、身体障害者は1・2級)を対象にしております。対象者拡大は、身体・知的障害においても中程度の障害者まで広げることとなり、財源確保の観点からも直ちには困難な状況です。</p>	2	③
59	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>障害者等実態調査結果から、精神障害者の場合、収入に占める年金の割合が低いこと、家族からの援助や自分で働いた収入の割合が高く、家族共々経済的に厳しい状況に置かれている。今、最も求められるのは、「今後、国、県、市に注力してほしいこと」の意見にあるように、①医療費や交通費の負担軽減、②雇用促進及び就労支援、③人権が守られるような取り組みだと思ふ。</p>	<p>①については、No.50～56及びNo.57、58と同じ</p> <p>計画の中で、「改正障害者雇用促進法」への対応や、「障害者差別解消法」に対応することとしており、実態調査において寄せられたご要望をふまえ、今後も各施策の充実を図るよう努めてまいります。</p>	2	①
60	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>家族は高齢化が進み年金生活者が多くなっている。当事者の通院や移動に必要な医療費や交通費の負担の軽減をお願いしたい。</p> <p>①JR運賃や、西鉄バス、筑豊電鉄などの交通費を3障害同様に割引し、そのための助成をお願いしたい。</p> <p>②精神科は自立支援医療で1割負担だが、一般の診療科についても1割負担となるようお願いする。薬の副作用で糖尿病を併発すれば、糖尿病クリニックや眼科など医療費は薬代を含め大きな負担となり、生活を圧迫する。</p>	<p>①JR、西鉄バス等の公共交通機関の割引等については、重要課題として捉え、県や他都市と協働で要望活動など繰り返し行っているところです。未だ実現には至っておりませんが、今後とも引き続き粘り強く要望してまいります。</p> <p>②自立支援医療費に関しては、障害者総合支援法において対象や負担が規定されています。法に規定されている以上の、市独自による新たな負担については、厳しい財政事情の中では困難な状況です。</p>	2	③

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
61	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>学校教育現場での精神疾患の正しい理解のための研修、啓発活動が必要である。</p> <p>具体的には、</p> <p>①家族会の例会に参加する。 教育関係者は地域に出向き、当事者を支えている現場を見聞きすべきである。</p> <p>②教育関係者の研修会に家族が参加する。</p> <p>③学校内に精神保健福祉士、臨床心理士などを常駐させる。</p>	<p>スクールソーシャルワーカー（精神保健福祉士等）を教育委員会に配置し、要請に応じて各学校・園に派遣し、児童生徒の家庭環境等の問題に働きかけたり、学校・園や学校・園の枠を超えた関係機関との連携を強化したりすることにより、課題等の解消、改善を図っています。</p> <p>また、スクールカウンセラー（臨床心理士等）を中学校に配置し、校区の小学校へ派遣して、①生徒へのカウンセリング ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 ③生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 ④ 状況に応じた情報共有を行うなど、小中連携の推進などの職務を行っています。</p> <p>学校教育現場での精神疾患の正しい理解については重要と考えており、ご意見については今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>	2	①
62	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>地域生活への移行について 長期入院患者（とりわけ高齢の精神障害者等）に配慮した居住を有効活用する為の取り組みについて。市内のグループホーム等、入所施設の空き情報等が、インターネット上で共有出来るシステムの構築（県内の一部の市には存在する様です）を検討して頂きたい。市内の空きアパート等、不動産情報を（大家、管理会社等も交えて）共有、交換できる場の設定等を等が行えないか。</p>	<p>市内のグループホーム等入所施設の空き情報等が、インターネット上で共有できれば、利便性が増すと考えますが、一方で障害者の生活におけるプライバシーへの配慮等について検討が必要です。ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p> <p>市内の不動産情報等の共有は重要であると考えます。今後、市の住宅部門の部署や不動産関係者と協議、検討していきたいと考えています。</p>	2	③
63	<p>【新規】「改正精神保健福祉法」への対応</p> <p>入院患者の地域移行支援事業について、以下のとおり考える。 病院敷地内にグループホームなど住まいの設置は精神障害者の社会からの隔離、自己決定権の軽視につながり、地域での生活に繋がり難い。医療関係敷地外に作る必要がある。</p>	<p>病院敷地内にグループホームを設置することについては、平成26年7月にとりまとめられた国の「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」において、地域生活に直接移行することを原則としつつ、段階的な地域移行を進めるための選択肢の一つとして、利用期間の限定など一定の条件を満たす場合の特例として、病院資源の活用を認めることが示されました。その後、パブリックコメントを経て、平成27年1月、一定の条件のもと平成36年度末までの間の特例とした基準省令が出されました。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
64	【拡充】発達障害者支援体制の充実 発達障害者支援センターが、より事業所と近いところで協力しあえる体制づくりをお願いしたい。	計画に記載しているとおり、発達障害者支援センター「つばさ」は、先駆的な就労系福祉サービス事業所の取り組みを紹介する研修会の開催など、事業所職員の人材育成支援に取り組むことにより、福祉サービス事業所と緊密に連携した支援を進めていくこととしています。	2	①
65	【拡充】発達障害者支援体制の充実 発達障害のある人の支援について大人が発達障害の方や社会適応が上手く対処できにくい方が引きこもりなどで社会資源などの情報が繋がりにくいこともあり、様々なかたちで情報提供しているところもある。北九州エリアに相談先(障害者支援に問わず)が多いために、印象としたら北九州市内のみならず相談の際に現状でも上手くつないでいただいているがさらに漏れがないような対応していただきたい。	発達障害者支援センター「つばさ」や障害者基幹相談支援センターでは、近年、発達障害に関する成人期以降の方からの相談が多くなっていることから、「つばさ」において、障害者施設や医療機関、関係機関と連携しながら、成人期用の生活支援プログラムの実施や、発達障害者が利用している障害者施設への技術支援、就労に向けた支援などの機能強化を図り、成人期以降の発達障害者の支援を推進してまいります。	2	①
66	【拡充】発達障害者支援体制の充実 発達障害のある人の支援について拡充版においても発達障害児(者)支援に対する方向性は示されているが、高校卒業後に何年も自宅のみでの生活を送っていた方が受診、デイケアにつながった様なケースをみると、発達障害が疑われる事例が未だ多い。それまでに何の支援も受けていなかった方が殆どであり、精神科受診をしていたとしても、二次的に表れた症状に対する対処で終わっている事が多い。又、デイケアでも細かなフォローが出来ずに定着しない事もある。こういった状況を医療機関、支援機関などを対象に調査を行うなど、できる限りの実態把握に努めて頂き支援体制につなげて頂きたい。		2	①
67	【拡充】発達障害者支援体制の充実 「ペアレントメンター」は相談者に十分なケアで対応できるように、単なる相談員ではなく、カウンセリングの専門性の養成は必須である。養成講座は、現在、従事している者も受講可能な土・日に行ってほしい。	ペアレントメンターの役割は、発達障害がある子どもを育ててきた同じ立場の親が、傾聴・共感したり、自身の子育て体験談等様々な情報提供を行ったりして、親たちの精神的な支えとなることです。活動に際しては、発達障害者支援センター「つばさ」と連携しながら支援を進めていきます。平成24年度から平成26年度にかけて、第1期ペアレントメンターを養成してきており、平成26年12月より活動を開始しました。第2期の養成については、第1期の活動状況を見ながら検討していきます。その際は、第1期と同様に、受講者が参加しやすい日程を設定するなどの配慮も行っていきます。	2	①
68	【拡充】発達障害者支援体制の充実 発達障害のある人の支援について不登校のサポート体制の充実支援室だけでは改善には限界がある。例えば、フリースクールのような機能を持つ公的なサポートが必要ではないか。	不登校児童生徒への支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談、不登校児童生徒療育キャンプ、市費講師の配置等を行っています。それに加え、子ども総合センターを通じて、少年支援室との連携を図っており、今後も児童生徒の状況を踏まえた支援に努めていきます。	2	③

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
69	<p>【拡充】発達障害者支援体制の充実</p> <p>発達障害のある人の支援について教育委員会指導部指導二課のスクールソーシャルワーカー事業の活用が望ましい。子ども(障害児童を含む)に一番身近である学校の現場で、福祉の専門家(社会福祉士および精神保健福祉士)であるスクールソーシャルワーカーが相談を受ける。またスクリーニングをしていくことは早期発見等の支援には欠かせない。また、スクールソーシャルワーカーは学校を基盤としたケース会議を多く展開しており実績がある。そのため、連携もしくは支援体制づくりとしても大いに活躍すると思われる。</p>	<p>教育委員会指導第二課に7名のスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校や暴力行為、発達障害など問題を抱える児童生徒に対して、家庭訪問や学校訪問による面談、医療や福祉など必要な関係機関との連携強化、ケース会議の実施等の支援を行っています。また、学校や指導主事と緊密な情報交換を行い、事案の早期発見・早期対応に努めています。今後、支援対象者数の推移や取組状況を見ながら、増員の検討等、スクールソーシャルワーカーの体制の充実を図り、問題を抱える児童生徒の支援を行っていきます。</p> <p>なお、発達障害のある人の支援については、特別支援教育相談センターで教育相談や巡回相談を行い、幼児児童生徒の将来を見通して、現在の様子を踏まえ、一人一人に必要な支援を助言しており、必要に応じて専門的見地から助言できるように、臨床心理士や言語聴覚士の配置もしています。また早期からの教育相談体制の構築を図るために、早期支援コーディネーターを配置しています。</p>	2	①
70	<p>【拡充】発達障害者支援体制の充実</p> <p>発達障害のある人の支援について学童期(小学1年から成人期)以降に支援や療育が途切れるケースが多いため、ライフステージに応じた、継続的にフォロー出来る支援体制の充実。また、重度自閉症児の療育の場が増えてほしい。大学病院に療育的な機能を持つシステムが必要。医療機関や相談支援事業所だけでなく、家庭において発達障害児・者や家族を支える障害福祉サービスや支援が必要発達障害等に対する取り組みとして、ペアレントメンターの養成が掲げられているが、あまり周知されていない。情報を発信してほしい。</p> <p>発達障害等に対する取り組みとして、特別支援教育相談センターにおける相談事業が掲げられているが、巡回相談や通級な支援が必要な児童のサポートの充実(巡回相談が充実していない。数通級が少ない、教師の不足等課題がある)</p>	<p>ライフステージ毎に発達障害関連施策を担当している保健福祉局、子ども家庭局及び教育委員会の担当課長等を兼務発令し、部署間の情報共有や施策の調整など市全体が連携した取り組みを行っています。</p> <p>その取り組みとして、乳幼児期から成人期に至るまでの支援の情報を確実に引き継ぐための「個別の支援計画」の作成、導入を進めているところであります。</p> <p>平成28年度に総合療育センター西部分所の開設、平成30年度に総合療育センターの建て替えを予定しており、児童発達支援センターの定員も80人から90人に増える予定です。</p> <p>大学病院の療育機能については各病院での対応となりますが、本市においては、総合療育センターが地域の医療機関とネットワークを構築し、地域で必要な医療が受けられるよう在宅の障害児の支援を行います。</p> <p>家庭での発達障害児・者に対しては自宅で相談・指導を行う訪問療育指導事業の訪問相談や、家族に対しては負担を軽減する短期入所(ショートステイ)等の福祉サービスを実施しています。また、発達障害者支援センター「つばさ」においても、家族への支援として、発達障害の基本的な理解や対応方法等「家族支援プログラム」を実施しています。</p> <p>ペアレントメンターは、平成26年12月から、活動を開始しました。活動状況を踏まえながら、今後、情報発信に努めてまいります。</p> <p>特別支援教育相談センターでは教育相談や巡回相談を行い、幼児児童生徒の将来を見通して、現在の様子を踏まえ、一人一人に必要な支援を助言しており、必要に応じて専門的見地から助言できるように、臨床心理士や言語聴覚士の配置もしています。また早期からの教育相談体制の構築を図るために、早期支援コーディネーターを配置しています。通級指導教室は、小学校13校に21教室、中学校5校に7教室設置しており、347名が指導を受けています。新設要望を県にあげており、認可がおりれば設置したいと考えています。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
71	<p>【拡充】災害時の避難支援対策</p> <p>一般の避難所での生活が困難な方のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」を確保していくことが打ち出されているが、数は十分なのか。東日本大震災の時に重度の障害児者が避難所に入れずに、車の中で生活をしたという報道も多くあった。特に自閉症児者は全く関わりのなかった多くの人たち(他人)と同じ空間で過ごし、暮らすことはできないと思う。一般避難所から福祉避難所への移動がスムーズにできるように、避難所に対応する行政関係者には様々な障害特性の理解を促すための研修を常日頃から取り組んでいただきたい。</p>	<p>本市では、小中学校等の予定避難所での生活が困難な方を受け入れるため、障害者福祉施設や高齢者福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所を開設することとしています。</p> <p>現在、協定締結施設は、市内全域で59箇所(受入人数415人)であり、今後も障害者福祉施設や高齢者福祉施設等への協力依頼などを継続して行い、福祉避難所の確保に取り組めます。</p> <p>あわせて、防災研修など、様々な機会をとらえ、障害特性に関する情報を提供し、職員の理解を深めるよう努めます。</p> <p>福祉避難所の利用にあたっては、施設が受け入れる避難者に適切に対応できるよう事前に調整を行い、避難する福祉避難所を決定しています。予定避難所で過ごすことができない障害者について、障害特性に配慮した対応をさらに検討していく必要があると考えています。</p> <p>今後も、障害のある方が身近で安心して利用できる福祉避難所の仕組みについて、検討を進めてまいります。</p>	2	①
72	<p>【災害時の避難支援対策】</p> <p>福祉避難所の継続的設置と記載しているが、対象者が登録制であり、積極的な動きもないこともあり、障害のある方が身近で安心して利用できる仕組みになっていないように思われる。</p>		2	①
73	<p>【災害時の避難支援対策】</p> <p>災害の多い現在、避難についての取り決めを説明する機会を増やしてほしい。</p>	<p>今後も地域での出前講演や防災講演会などの機会をとらえ、対応していきます。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
74	<p>【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応</p> <p>障害者のいる(多い)職場にジョブコーチの配置を 精神障害者はコミュニケーション能力に欠けるが、優しく真面目で努力する。就労で生きがいを感じ、仲間づくりができ、自分の心を解放していけば、症状も落ち着き改善される。人間関係が上手いけば就労も持続する。ジョブコーチの配置を是非お願いする。</p>	<p>精神障害者の就労支援にあたっては、就職に至るまでの各段階の支援だけでなく、就労後の定着支援のための支援が重要です。このため、計画素案に記載しているとおり、しごとサポートセンターや国の機関に配置されているジョブコーチが連携を図りながら、精神障害者等の定着支援の強化を図ります。また、改正障害者雇用促進法に基づき、平成28年4月から、雇用分野において、過重な負担にならない範囲で障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供)が義務づけられます。しごとサポートセンターを中心に、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、これらの法改正の趣旨とともに、民間事業者がジョブコーチを配置する際の国の助成制度について周知を図りながら、精神障害者の職場定着の支援を行ってまいります。</p>	2	①
75	<p>【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応</p> <p>企業における障害者雇用拡大の促進事業の事業内容として、障害者雇用事業所の誘致に取り組んでいくことが挙げられている。当然ながら、誘致※1も大切な方法の一つであると考え、一方で、精神保健福祉分野でも、福祉や就労関係の様々な機関において、第一線で雇用開拓に取り組んでおられる実務者の方が多くいる。例えば、ハローワークでは、障害者の就労指導担当職員その他に、精神障害者の就労支援や雇用開拓、企業への意識啓発などを業務として担っている精神障害者雇用トータルサポーターなどの福祉職も勤務している。誘致のみではなく、役割の違うそれぞれの機関で雇用開拓を行う実務者の方々の連携を促して強化し、そこに行政が収集した情報を加え、得られた知識や情報を活用して雇用拡大を促進していくという事業内容も必要ではないかと考える。</p>	<p>障害のある方の就労支援にあたっては、関係機関との連携が重要です。このため、しごとサポートセンター、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業所、能力開発機関、障害者相談機関等で構成する就労支援にかかるネットワークの会議を定期的開催し、就労支援にかかる協議や情報の共有を行なっています。また、このネットワークの中で、企業訪問等で得た企業の求人情報を、必要に応じて情報提供するほか、個々の障害者の状況に応じたマッチング等を行なっています。さらに、ハローワーク等の国の機関と連携した障害者雇用にかかる就職面談会を開催するほか、企業の障害者雇用を促進するためのセミナーを開催しています。平成30年度から精神障害者の雇用義務化等を踏まえ、ご提案の内容を参考にしながら、この就労支援のネットワークの中で、精神障害者の就労支援強化を図っていきます。</p>	2	①
76	<p>【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応</p> <p>「精神障害者の雇用に関する現状を把握するための企業アンケートの実施」、「精神障害者の雇用を今後希望しそうな企業の情報を関係機関で共有できる実務者レベルでの会議の実施やシステムなどの構築」、「福祉、就労、公的機関等の雇用開拓担当者(実務者)が、それぞれの専門分野の話をを行い、障害や障害者雇用に関する多面的な理解を企業に深めてもらい雇用につなげるための、企業向け合同研修や説明会の開催」など、実効性が高く、安定、継続した雇用の確保にも繋がる取り組みが行えるような事業内容の検討。</p>	<p>精神障害者の就労支援にあたっては、就職に至るまでの各段階の支援だけでなく、就労後の定着支援のための支援が重要です。このため、計画素案に記載しているとおり、しごとサポートセンターや国の機関に配置されているジョブコーチが連携を図りながら、精神障害者等の定着支援の強化を図ります。また、改正障害者雇用促進法に基づき、平成28年4月から、雇用分野において、過重な負担にならない範囲で障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供)が義務づけられます。しごとサポートセンターを中心に、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、これらの法改正の趣旨とともに、民間事業者がジョブコーチを配置する際の国の助成制度について周知を図りながら、精神障害者の職場定着の支援を行ってまいります。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
77	<p>【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応</p> <p>企業によっては精神障害者というだけでその人の病状、能力に関係なく駄目と決めつけている所もある。精神障害者でも十分に働ける人は多い。一般企業がもっと精神障害者を採用するよう市から何らかの手を打ってほしい。</p>	<p>精神障害者の雇用の拡大については、計画に基づき、臨床心理士による適切なサポートや医療機関との連携、職場定着支援の強化など、しごとサポートセンターを拠点とする就労支援ネットワークの中で適切に支援していくとともに、障害者差別解消法の周知啓発活動の中で、精神障害者の雇用への理解を広めていきます。</p>	2	①
78 79	<p>【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応</p> <p>市が、一般企業へ精神障害者を積極的に採用する様に働きかけて欲しい。 (同内容の意見:他1件)</p>		2	①
80	<p>【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応</p> <p>障害者雇用について、国は障害者を全体の2%受け入れるよう義務付けているが、息子が入るまで13年かかった。履歴書を送っても書類で駄目だったことも度々あった。精神障害者の場合、就職が本当に難しく感じた。ハローワークの方に、「精神障害者は、就職が難しく、もともと受け入れるところは少ないでしょう」と言われた。一生懸命に履歴書を書くだけ無駄だった。最初から駄目なら駄目と言ってくれればいいのにと反論したこともあった。 息子も、デイケア、授産施設、就労支援B型・A型の作業所など、いろいろなことに出会って、今では一般の会社に就職し、元気に通勤している。 精神障害者の場合は、環境のよいところに入れば、その中で毎日過ごしていけるような気がする。</p>	<p>改正障害者雇用促進法に基づき、平成28年4月から、雇用分野において、過重な負担にならない範囲で、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供)の提供が事業主に義務づけられるとともに、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化されます。計画にも記載しているとおり、今後もしごとサポートセンターを中心に、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、働く意志や能力のある精神障害者の就労に至るまでの各段階や就労後の定着支援を、個々の障害者の状況に応じてきめ細かにサポートしていきます。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
81	【新規】「障害者優先調達推進法」への対応 ぬくもりプロジェクトを施設だけでなく、個人にも開放すべきである。	NUKUMORI(ぬくもり)プロジェクト推進事業は、平成25年度から、障害福祉サービス事業所に対して、魅力ある製品の開発、販路の拡大など、事業所等を積極的に支援する取り組みです。今後、在宅の障害者など個人の参加についても検討してまいります。	2	①
82	【新規】「障害者優先調達推進法」への対応 障害者の経済的自立のために 就労継続支援事業所(A・B型)に発注する企業に対しての何らかの優遇措置を検討してもらいたい。 事業所職員から、「作業をいただける企業がどこにあるかわからない、工賃アップにどのように取り組んでいいかわからない。他の事業所がどのような取り組みを行っているのか参考になりたい。」などの話がよくある。そのような研修会や連絡会など設けてもらいたい。 また就労移行事業所のみならず、継続支援事業所にも障害者に仕事をしてもらいたいという企業との間に意見交換の場があればいいと思う。	福岡県では、平成26年10月から、障害者の職業的自立を社会全体で応援するため、障害者が作った物品やサービスを企業が積極的に購入することで、障害者の所得向上を図る「障害者応援まごころ企業認定制度」を実施しています。具体的には、就労継続支援(A・B型)を含む、障害者就労施設等から1年間に10万円以上の購入を行っています。本市内の障害者就労施設等の対象となることから、まずは県のこの事業を推進していきたいと考えています。 本市では、市内の障害者就労施設等を対象に、商品等の売り上げの増加、それに伴う工賃のアップ、障害者の自立の促進を目指す、NUKUMORI(ぬくもり)プロジェクト推進事業を実施しています。多くの障害者就労施設等が参加し協議、情報・意見交換、研修等を行いました。今後も共同受注窓口等で連携してまいります。 なお、就労継続支援(A・B型)についても、求職活動等の支援などハローワーク、障害者しごとサポートセンター等関係機関と連携して意見交換等を実施しているところです。	2	①
83	【新規】「障害者優先調達推進法」への対応 就労継続支援(A・B型)においては、作業ではなく労働を考え、時間給は最低賃金に準ずる配慮が必要である。	就労継続支援事業については、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、必要な知識及び能力の向上のための訓練、その他の必要な支援を行っています。このうち、就労継続支援A型については雇用契約に基づく就労となり、最低賃金の対象となっております。また、就労継続支援B型については、各事業所の売り上げに応じた工賃が支給されているところです。市では北九州NUKUMORI(ぬくもり)プロジェクトを実施し、事業所の協働による魅力ある商品開発や、販売促進等を図り、売り上げの増加とそれに伴う工賃アップに取り組んでいます。	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
84	<p>【「障害者差別解消法」への対応】</p> <p>障害者差別解消法を目標に全国では多くの地域で条例づくりが進んでいる。首長によっては、条例がなくても差別解消法に取り組むことはできると言われる方もいるが、市長が率先して行政の取り組みとして条例づくりを進めているところもある。障害がある人と関わった方は、差別解消法の言葉に気も目も向くかも知れないが、行政も議員もそんなことは必要ないと思われる方はいるようである。本当に差別解消するには、北九州市民の誰もが差別されない条例づくりが必要だと思う。</p>	<p>障害を理由とした差別を解消していくためには、社会全体で取り組んでいくことが重要です。このため計画に記載しているように、障害者本人、障害者団体、民間事業者、学識経験者等による地域協議会を設置するとともに、障害を理由とした差別や人権侵害にかかる相談体制の整備、効果的な周知啓発のための手法や体制など、様々な支援措置等を実施することとしており、これらの取り組みを進める中で、障害者団体等のご意見や、他の自治体の動向を参考にしながら、条例の必要性について検討していきます。</p>	2	①
85	<p>【「障害者差別解消法」への対応】</p> <p>幾つかの自治体で障害者差別禁止条例が制定されている。北九州市においても同条例制定の検討をお願いしたい。</p>		2	①
86	<p>【「障害者差別解消法」への対応】</p> <p>障害者実態調査の「障害者差別を減らすための方策について」で各障害とも、学校での学習、※相談窓口の充実、※市の啓発活動、条例の制定、障害福祉団体への支援を挙げているが、※以外は本計画に盛りされていない。素案P74では地域協議会の設置は述べられているが、差別禁止条例の制定に向けての方針に触れられていない。障害者を介護する家族の悩みや辛さを支え合う家族会の役割、障害による差別の解消に果たす障害福祉団体の役割は重要である。行政機関、医療を始めとする各種福祉サービス部門と障害福祉団体が連携してこそ、本計画の実効が上がると思う。そういう観点から障害福祉団体への支援を盛り込んで欲しいと思う。</p>	<p>【差別禁止条例の制定について】 差別解消条例についてはNo.84、85と同じ。</p> <p>【障害福祉団体への支援】 計画に基づき、平成28年4月の法施行に向けて地域協議会の設置・運営を行うこととしており、差別解消に資する情報提供や、関係機関の連携の促進等を図りながら、障害福祉団体の支援を進めていきます。</p>	2	①
87	<p>【「障害者差別解消法」への対応】</p> <p>障害者差別解消支援地域協議会の早期設置、並びに障害者差別禁止条例の制定について、一昨年6月に障害者差別解消法が成立した。これを受けて北九州市においても差別の「具体的内容」、「社会的障壁の除去に必要なかつ合理的配慮」等について、検討を始められていると思うが、地域協議会を早期に設置し、障害者家族会の意見を汲み上げていただきたい。</p>	<p>計画に記載しているように、障害者本人、障害者団体、民間事業者、学識経験者等をメンバーとする会議を設置し、障害者団体等の方々の意見をお聞きしながら、法が求める各措置等を検討するとともに、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向けて、地域協議会の設置を進めていきます。</p>	2	①
88	<p>【「障害者差別解消法」への対応】</p> <p>差別解消法の施行に向けて、一般市民に理解を広げるとともに、障害当事者、関係者への啓発も必要、且つ重要である。知的障害の場合、当事者、親・家族が、差別は許さない、諦めない、という強い意識と行動がなければ、せっかくの法律が飾りになってしまう。</p>	<p>障害を理由とした差別を解消していくためには、社会全体で取り組んでいくことが重要です。このため、障害者差別解消法の趣旨や内容について、幅広い理解が得られるよう、広く周知啓発を行っていくとともに、法が目指す差別の解消に向けて、障害者団体をはじめ関係者・関係機関と連携を図りながら、一体となって取り組んでいきます。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
89	<p>【その他】</p> <p>相談支援体制について 相談支援事業所、相談支援専門員の不足について、人数の確保のため北九州市で年数回の相談支援研修の実施など検討してもらいたい。サービス管理責任者研修も同じ。</p>	<p>ご意見の研修については、国の制度において実施主体は県と定められています。今後も県に対して、研修回数の増や市内での開催などの要望を行い、事業所数や相談支援専門員、サービス管理責任者の不足解消に向けて努めてまいります。</p>	2	①
90	<p>【その他】</p> <p>支援を必要な子どもや成人について 電話問い合わせ等で、未診断や初めて相談をするケースでどこに相談していいかわからないと言う意見が多い。『なんでも相談』のような窓口が必要ではないか。</p>	<p>本市には障害者への相談支援を行う様々な相談機関がありますが、相談者の自宅に出向くなどの丁寧な相談支援により、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する「よろず相談窓口」として、平成24年10月からウェルとばた内に北九州市障害者基幹相談支援センターを設置しています。</p>	2	①
91	<p>【その他】</p> <p>計画相談について 計画を作成する過程、その後の検証に対する評価(報酬) 本人が何処でどのような生活を望んでいるか、思いを形に変えていく作業には多くの時間が必要と考えるが、評価(報酬)がそのような形になっていない。権利条約の精神に照らしても、本人の話を丁寧に聞き、話し合っていく時間をつくれるような仕組みを作りたい。</p>	<p>昨年、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、質の高い計画相談支援が提供されている事業所に対する加算の創設や、本人の話を丁寧に聞き、話し合っていく時間をつくれるようなサービス利用状況の定期的な検証(モニタリング)について検討するという方向性がとりまとめられました。 それを受け、現在、国において報酬改定の具体的な検討がなされているところです。</p>	2	③
92	<p>【その他】</p> <p>新しくできた相談事業に期待している、今は書類の作成に追われているようだが、将来的にはケアマネジャー的な役割を果たしてほしい。普段から本人や親の希望を伝えることができる人がケアマネジャーとしての役割を担ってくれば親が高齢になっても心強い。</p>	<p>障害のある方が適切なサービスを利用できるようにするため、平成27年4月以降の支給決定の際には、相談支援事業所の相談支援専門員がサービス等利用計画を作成することとなり、相談支援専門員がケアマネジャー的な役割を担うことになっています。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
93	<p>【その他】</p> <p>大多数の重度や行動障害のある知的障害者にとって必要な支援は入所施設に頼らざるを得ない現状を鑑み、入所施設の有存在意義を先ず認識して欲しい。さらに、入所施設は地域に溶け込み地域の一員として暮らしていることも認識して欲しい。</p> <p>ただ、入所施設の暮らしは現在の生活感覚にマッチしているとは言えず、その改善のためには従来の入所施設観を改め、すべての支援を入所施設でまかなうのではなく、多様化された障害者支援サービスを入所施設利用者も受けることができるようにしてほしい。加えて施設の改築などにより4人部屋の個室化などの居住環境改善によりQOLを高めるような施策をとって欲しい。</p> <p>個々の施策としては、例えば入所施設利用者も移動支援を利用して余暇活動を充実できるようにしてほしい。</p>	<p>入所施設については、重度の障害や障害者の高齢化など利用者の状況に応じ、入所での支援が必要な方に対して適切なサービスを行っていく上で、重要な役割を担っていると考えます。入所での支援が必要な方に対しては、今後も継続して利用できるようなサービスを提供していきます。</p> <p>また、入所施設では、夜間、休日に入浴、排泄、食事の介護等のサービスを施設が提供するとともに、昼間の日中活動としての生活介護や就労継続支援等の障害福祉サービスについては、利用者が障害の程度に応じて施設以外のサービスを選択して利用できるようになっています。</p> <p>居室定員は、施設の指定基準で4人以下となっていますが、事業者から施設の建替えの相談等があった際は、入所者の個々の状況なども踏まえながら、ニーズに応じ、個室化等を含めQOLの向上に努めるよう働きかけてまいります。</p> <p>入所施設利用者の移動支援の利用については、現在の制度において、入所施設が利用者提供するサービスの中に、外出や余暇活動等における移動の支援も含まれています。そのため、入所施設利用者が移動支援を利用することはサービスの報酬の重複支給となるため、原則利用することはできないこととされています。現在入所施設により行われている移動支援の取り組みが充実したものとできるよう各施設に働きかけをしてまいりたいと考えます。</p>	2	③
94	<p>【その他】</p> <p>強度行動障害者は専門知識を持つ支援者が不足しているため適切な支援を受けることができない状態が続いている。幸い強度行動障害者支援者の養成が国を挙げて始まるようとしている。強度行動障害支援者を早急に増やすように市は養成に真剣に取り組んで欲しい。</p>	<p>強度行動障害支援者の養成研修については、国の制度に基づき、県が実施することとなり、本市では、こうした研修について、事業所に対して情報提供を行い、研修の受講を促進していくこととしています。</p>	2	①
95	<p>【その他】</p> <p>移動支援事業について</p> <p>①ヘルパーを増やすようにお願いしたい。過去3年間見込量に対して実績が増えていないが、その理由として、利用希望が週末に集中して、ヘルパーが足りないために利用できないということがある。</p> <p>②移動支援で、ヘルパーが複数支援できるようにしてほしい。ヘルパー1人が障害者2人、またヘルパー2人で障害者4人など、支援できるように複数支援を認めていただきたい。</p> <p>③施設入所支援でも移動支援が使えるようにしてほしい。グループホームと施設入所支援で、夜間と土日の支援ということでは同じで、報酬も1人当たり単価は入所施設も変わらないか、かえって低い。報酬が変わらないか、低いのに施設は移動支援が使えないのはおかしいと思う。障害者にとっては何人と一緒に暮らしているかの違いだけです。どこで暮らしても同様のサービスが受けられるようにしていただきたい。</p>	<p>現在、本市では約180の事業者と移動支援事業の契約をしているところです。今後も、ヘルパーの増加に向け事業者働きかけていくとともに、事業の周知を図りながら事業者の確保にも努めていきます。</p> <p>現在のところ、本市では安全性の確保の観点から、複数支援を認めていない状況です。今後については、他都市の状況等も参考にしながら、検討していきたいと思います。</p> <p>国の制度上、入所施設が利用者提供する施設サービスの中には、外出や余暇活動等における移動の支援も含まれています。このため、入所施設の利用者が移動支援事業のサービスを受けた場合、入所施設のサービスとの報酬の重複支給が生じることとなるため、移動支援事業の利用は認められていません。</p> <p>一方で、グループホームは地域における日常生活の場として、住居と同じ居住系サービスと位置づけられており、一般的な入所施設とは区別されています。</p>	2	③

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
96	<p>【その他】</p> <p>短期入所支援(精神障害者)をお願いしたい。 今年家族が入院するので色々預かっていただけの所を探したが、小倉にはちゃんとした所はなかった。小倉にもぜひ作っていただきたい。</p>	<p>現在、本市における短期入所サービスを提供する事業所は28箇所あります。区によって設置数に違いがあり、利用に当たっては、隣接区を含めて広域対応をお願いしているところですが、今後、事業者に対して、各区における設置状況を積極的に情報提供して参入を促すなど、数の少ない区における短期入所事業所の設置促進に努めてまいります。</p>	2	①
97	<p>【その他】</p> <p>平均寿命が男女共に80歳を超えている現状から、在宅で長く家族と暮らすことも1つの選択肢ととらえ、グループホーム等の充実と並行して在宅サービスの更なる充実を図ってほしい。 具体的な要望は次のとおりである。 ①生活介護の利用日数を増やしてほしい。 祖父母に介護が必要になり、生活介護に行けない日はとても大変。日数制限の緩和を切に望んでいる。 ②入院時にヘルパーさんを利用したい。 本人が入院した際の家族の負担を軽減するためにホームヘルプサービスを利用できるように、利用条件を緩和してほしい。</p>	<p>生活介護の利用日数については、区役所で利用者の障害の程度や家族の状況など個別の状況を勘案して支給決定を行っています。もし状況等に変化があれば、区役所の担当窓口にご相談ください。 ヘルパーの利用条件の緩和については、国の制度上、原則、入院時など病院内において障害福祉サービスの利用は出来ないこととなっており、現状では困難な状況です。</p>	2	③
98	<p>【その他】</p> <p>入所施設から作業所等へ通えるようにしてほしい。 施設入所を躊躇う理由の一つは、入所してしまえば通う場を失うことである。本人に体力がある間は、日中は活動の場に通り夕方には家に帰るとい生活が続けさせたい。ただ、いつか本人の体力も低下して通所できなくなるはずと考えるとグループホームは終の棲家ではなく通過施設と捉えるべきで、グループホームから施設入所への移行を判断するべき時に親がその役割を果たせるかどうか不安。かといって、本人が通所を楽しむことができるうちに入所させるのは忍びない。結果、いつまでも在宅を続けることになる。施設に入所しても通所できるようになってほしい。</p>	<p>入所施設については、昼間の日中活動系サービスを選択することが出来ますので、サービスの重複がないように、日中活動の場を入所施設内だけでなく、入所施設外の別の事業所へ通所することが出来ます。</p>	2	①
99	<p>【その他】</p> <p>入所施設(精神障害者)を行政の力で多く作っていただきたい。 これからは多くの施設が必要と思う。 家族会で作るのには金銭面から少ししかできない。 行政でがんばって作っていただきたい。</p>	<p>本市としても入所施設の必要性は認識しており、障害の重度化や障害者の高齢化など入所施設の利用者の状況を勘案して、入所による支援が必要な方に対しては、今後も継続して利用できるようサービスを提供してまいります。 なお、グループホームの整備については、現在民間業者、社会福祉法人、NPO法人等で行っておりますが、本市では、市独自予算によるグループホームの開設の際の備品購入費等の助成事業を実施しており、今後も継続してまいります。</p>	2	①
100	<p>【その他】</p> <p>入所施設の改善について 古い施設の居住環境の改善が進むよう、指導をお願いしたい。</p>	<p>入所施設における居住環境の改善は重要と考えますので、建物の老朽化等により、入所者の安全面や衛生面等に支障が生じているような場合には、改善を働きかけてまいります。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
101	<p>【その他】</p> <p>要支援1・2となった障害者へのヘルパー派遣は障害福祉サービスのヘルプを提供してほしい。</p> <p>福岡市や高知市などでは視覚障害者は介護認定区分においてはほぼ要支援1・2の認定が出るようである。</p> <p>そうするとヘルパーの資質は法律の内容にもあるようにまったく異なるものになっている。</p> <p>これらを裁判などで戦わないでいのように上乘せや独自の施策を作してほしいと思う。</p>	<p>障害福祉サービスと介護保険制度の適用関係については、一律に対応しているのではなく、障害者の個別ケースを総合的に勘案しながら、適用しているところ。また、介護保険制度の適用に当たっては、障害福祉サービスの提供基準を明確にするよう、国に対して要望しています。</p>	2	③
102	<p>【その他】</p> <p>年齢による差別ともいわれる介護保険と障害福祉サービスにおける65歳問題を改善するためにも障害を持つ人たちが高齢になっていく中で、現状の介護保険制度の中では自立した生活を営むことが困難である。</p> <p>北九州市においてはこの命にかかわるような内容を改善するためにも北九州市独自の施策として実態にそった障害福祉サービスの提供を続けてほしい。</p>		2	③
103	<p>【その他】</p> <p>介護保険移行年齢に達した高齢障害者の支援については、一律に介護保険移行ということではなく、最も適切な支援を受けることができるように配慮することとなっているが、区の窓口には十分伝わっていない。</p> <p>配慮しなければならぬことを窓口で徹底してほしい。</p>	<p>介護保険移行年齢に達した高齢障害者の支援における、障害福祉サービスと介護保険制度の適用関係については、一律に対応しているのではなく、障害者の個別ケースを総合的に勘案しながら、適用しているところ。介護保険制度の適用に当たっては、障害福祉サービスの適用基準を明確にするよう、国に対して要望しています。こうした対応について、区役所の窓口への周知徹底を図ってまいります。</p>	2	①
104	<p>【その他】</p> <p>グループホームの利用料を軽減してほしい。</p> <p>現在身近にあるグループホームの利用料は年金だけで生活するには高額で、長く利用できないと思う。</p>	<p>グループホームの利用については、障害福祉サービス利用時にかかる利用者負担額のほかに、家賃、光熱水費、食費等の料金が必要です。</p> <p>障害福祉サービス利用時にかかる利用者負担額については、利用者の所得に応じた負担上限額が決められ、軽減が図られており、生活保護受給世帯や市民税非課税世帯については0円となっています。</p> <p>このほか、グループホーム利用者の負担軽減措置としては、生活保護受給世帯や市民税非課税世帯に対して、月額1万円を上限とした家賃の助成制度を実施しているところ。</p>	2	①
105	<p>【その他】</p> <p>障害者の子どもが今は38才だが、年をとって老人ホームなど知的障害の子どもが入れる施設があればいいと思っている。</p>	<p>障害者の高齢化による問題について、対応していくことが必要であると認識しています。ご意見については、今後の支援の取り組みの参考とさせていただきます。</p>	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
106	【その他】 子どもが年をとって今の施設では無理になってくるので、子どもが入りやすい施設があつてほしいと願っている。	入所施設利用者の高齢化への対応としては、高齢化により新たに必要となる支援を盛り込んだ個別支援計画づくりや相談支援事業を活用したサービス等利用計画の策定・相談等により行っているところです。入所施設による適切な支援が行われるよう、集団指導や実地指導の中で情報提供及び指導等を行ってまいります。	2	①
107	【その他】 地域移行、地域定着支援の充実のため、介護をもっと視野に入れたグループホームの増設をお願いしたい。	グループホームについては、平成26年4月、障害者総合支援法の改正により、障害者の高齢化・重度化への対応、継続的な利用の促進など、共同生活を行う住居での柔軟なケアや介護ができるよう、ケアホームとグループホームの一元化の制度改正が行われています。こうした制度改正により、今後、介護をもっと視野に入れたグループホームの整備が促進されるものと考えます。	2	①
108	【その他】 精神障害者、認知症の方の医療体制について 実態把握と医療体制の充実 一般市民に比べ、精神障害者、認知症患者は十分な医療が受けられない状況にあるように思う。精神科病院の中の医療体制を充実する事も当然であるが、一般科においても十分な医療が受けられるよう、まずは実態を調査して頂きたい。	精神障害者や認知症の方も含め、その病院では治療できない疾病や専門的治療が必要な場合には、一般的に病院間の連携(病病連携)や病院と診療所間の連携(病診連携)により、患者に対する適切な治療提供に努めていると認識しています。	2	①
109	【その他】 触法障害者への支援 法務省保護局(保護観察所等)や法務省矯正局(刑務所等)との事業展開、連携体制づくりが求められる。	今年度、行政や弁護士等の関係者による研究会を設置し、逮捕から起訴までの間の支援の方法について協議を行っています。 矯正施設を退所する障害者の支援については福岡県地域生活定着支援センターと連携を行っており、必要に応じて保護観察所や刑務所等とも連携していきます。	2	①
110	【その他】 権利擁護の推進 市長申立て以外での「成年後見制度利用支援事業」の利用拡大をお願いしたい。	身寄りのない知的障害者・精神障害者・認知症・高齢者等で当事者による申立てが困難な場合は、市長による成年後見の申し立て、さらに経済的な理由により費用の支払いが困難な方には一部助成を行っています。それらの経費は近年増加傾向にあります。 一方、本人や家族等による申し立てに対する利用拡大については、経費の大幅な増加が課題となり、直ちに実施することは困難な状況です。	2	③
111	【その他】 余暇活動について 障害者が余暇を楽しめるよう、支援をお願いしたい。	本市では、障害のある方の余暇活動の支援のため、東西の障害者福祉会館において、余暇講座の開催や、余暇活動の場の提供を行っています。また、障害のある方のスポーツ活動の拠点として障害者スポーツセンターの運営や、芸術文化活動の発表の機会の提供として障害者芸術祭を開催するほか、障害福祉情報センターでは行政や民間が実施するイベント情報を発信しています。今後も、皆様の意見を聞きながら、余暇活動の支援に取り組んでいきます。	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
112	【その他】 芸術文化活動の支援も促進してほしい。	障害のある人の芸術・文化活動を推進するため、障害者福祉会館等において芸術文化活動に関する講座を開催するほか、障害者団体等が実施する芸術文化活動にかかる共催・後援、PR等の支援を行っています。 また、広く活動の成果を発表する機会を提供するため「障害者芸術祭」を開催するほか、障害のある方の芸術文化活動の窓口として、平成26年度から東部障害者福祉会館の中に「芸術文化応援センター」を新たに設置しています。 今後も皆様の意見を聞きながら、障害のある方の芸術文化活動の支援を行っていきます。	2	①
113	【その他】 視覚障害者の情報の保障の観点から、コミュニケーション支援事業の中に、代読・代筆等の支援に従事する人材を位置付けていただきたい。 現状、居宅介護や同行援護従事者が、代読・代筆の任に当たるケースが最も多いので、それらの事業に従事する人(ヘルパー)の資質向上のための研修を行っていただきたい。また、ボランティアやヘルパーでは対応できない、法的責任が生じるような代読・代筆について、その任に当たる専門職(司法書士や弁護士)と障害当事者のコーディネーターをする機関を設置していただきたい。 差別解消法における合理的配慮の観点から、今後、短時間に点訳・音訳の作業ができる人材が求められる。人材育成のための講習を実施するとともに、受講者が業務として点訳・音訳の作業に当たれる環境整備を行っていただきたい。	視覚障害者の社会参加を促進するため、その障壁となっている情報保障の充実が重要です。 計画に記載しているように、「障害者差別解消法」が求める合理的配慮等の措置を検討するため、障害者本人、障害者団体、民間事業者、学識経験者等をメンバーとする会議を設置することとしており、この取組みの中で、障害者の情報保障のあり方について検討を進めていきます。	2	③
その他				
114	市のホームページで公開されている事業者の一覧表について、各事業所の事業ごとの定員やグループホームの住居ごとの定員を情報として追加してほしい。 サービス量の状況がわからないと、法人の事業計画を立てる際に参考にできないため。	障害福祉サービス等の利用者や事業者にとって、各事業所等の利用定員は有益な情報と考えられるため、今後、グループホーム入居者のプライバシーなどにも配慮しながら、ホームページへの掲載について検討してまいります。	4	④
115	市の障害福祉計画のサービス見込量を超える指定申請があった場合、市としては、いわゆる「キャップ」をはめるという考え方はあるのか。もし、そのような対応をするならば、指定事業所の定員等の情報公開はタイムリーに行ってほしい。	障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の指定申請の際、生活介護と就労継続支援B型事業所は、サービス見込み量を上回るときは、指定しないことができるとなっていますが、本市においては、現在指定の総量規制は行っていません。	2	③

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
116	家族会に5年前に入会し、悲惨な生活からずいぶん助けられて現在に至っている。それまでの15年間は生きたこちがしない生活だった。家族会の入会は市政だよりの記事がきっかけだった。福精連、アヴァンセ等の活動を市政だよりに載せていただきたい。	市政だよりにについては、誌面に限界があり、市の主催事業等を優先し掲載しています。家族会については、「セルフヘルプ・グループ情報誌」等に掲載し、区役所等の相談の際に配布しており、今後とも家族会の情報提供に努めてまいります。	2	①
117	家族会で当事者の集まりを計画しているが、当事者だけにまかせると負担が重く続かない。当事者会をサポートする専門職員の派遣をお願いしたい。	当事者への支援は大切な支援であると認識しています。家族会活動に直ちに専門職員を派遣することは困難ですが、当事者について活動を実践している他のセルフヘルプグループがあり、これらとの連携も一つの方法と考えます。セルフヘルプグループに関して情報提供などの支援を行ってまいります。	2	①
118	運転免許更新時の病院側の意見がばらばらで当事者が困っている。車がなければ外出が困難な人もたくさんいる。行政で何かアドバイスのようなことはできないか。	平成25年6月に公布された改正道路交通法では、免許を受けようとする方に対して、病気の症状に関する質問票を交付することができる制度や、免許を取得している方で法が定めた病気(病気ごとに症状により除外規定が有ります)に該当する方を診断した医師による任意の届出制度等が定められました。精神科医が患者に助言を行ったり、診断書を作成したりするうえでの参考として、公益社団法人日本精神神経学会がガイドラインを作成しています。	4	④
119	障害者やその家族にとってカウンセリングは、重要な要素である。病院や民間でのカウンセリングは、保険が利用できず高額である。カウンセリングは悩み苦しんでいる障害者やその家族の心を解放し、自分を取り戻す足掛かりになる。是非、北九州市独自の助成など適切な措置を検討いただきたい。	精神障害者等へのカウンセリングには自由診療と保険診療があります。このうち保険診療においては、精神障害者本人にかかる外来の費用の一部が、自立支援医療による助成の対象となります。ご家族への相談支援は、子ども総合センター(児童相談所)や区役所、発達障害者支援センター「つばさ」、基幹相談支援センター等で行っています。	2	①
120	市営住宅の障害者申し込み枠の増加、手続きの簡素化を検討して頂きたい。	住宅困窮度の高い障害者や高齢者等について、募集毎の応募者の状況等を踏まえ、今後も引き続き申し込み枠の増加を検討してまいります。申し込みの手続きについても、入居希望者が申し込みしやすい方法を検討してまいります。	2	①

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
121	高齢者施設における精神科医療・看護、精神保健福祉分野等の専門職配置を推進等して頂きたい。	高齢者施設に配置する職員数や職種については国の省令で基準が定められていますが、現在、精神保健の専門職の配置についての定めはありません。しかしながら、今後は、認知症や精神障害など複合的な問題を抱える高齢者への対応も求められるため、専門職の配置については関係者とも協議しながら研究していきたいと考えています。	4	④
122	退院支援計画の作成に対する評価について検討して頂きたい。(診療報酬化等)	診療報酬については国で議論することとなっております。今後の動向を見守りたいと思います。	4	④
123	地域毎の福祉政策の取り組みに関する成功事例の共有の場の設定が出来ないか検討して頂きたい。	現在、北九州市自立支援協議会において、指定相談事業所が集まり、困難事例に対する相互アドバイス等を行う会議の開催や、サービス事業所及び当事者等で事例研究などを行う研究会を開催しています。その内容についてはホームページ等で紹介するなど、広く情報の共有化を図ってまいります。	2	①
124	平成24年2月以降、国において法整備された中で、アルコール健康障害対策基本法(平成25年12月成立、平成26年6月施行)も新規・拡充版に記載してほしい。 【新規・拡充内容】 基本的な施策3-d(北九州市障害者支援計画平成24年度～29年度では3-e)に関連した新規・拡充内容について、今後計画されると考えるアルコール健康障害対策推進基本計画を意識した項目・事業名を挙げていただきたい。	アルコールによる健康障害に関する対策については、「元気発進！北九州」プランの分野別計画である「健康づくり推進プラン(平成25年度～平成29年度)」の中で、生活習慣病予防や依存症予防・依存症の相談支援等の事業に取り組んでいるところです。新たに整備されたアルコール健康障害対策基本法につきましては、障害者支援計画と相互に連携を図る「北九州市健康づくり推進プラン」の中で取り組みを進めていきます。	4	④
125	地域で暮らす高齢者や障害者について地域で暮らす高齢者や障害者にとって、民生委員さんの存在は大きいですが、民生委員さんをサポートするシステムの充実や身分保障が必要ではないか。	民生委員活動のサポートについては、平成20年度から「いのちをつなぐネットワーク担当係長」を各区に配置し(16名)、活動の支援を行っているところです。また、地域での連携としては、校(地)区社会福祉協議会の福祉協力員と協働しながら、見守り、支え合いを行っています。今後は、さらに連携を深め、民生委員活動の支援を進めます。民生委員の身分については、民生委員法により規定されており、第10条に規定されているとおり無給で、一般に生活を保障するための俸給、給料などを受けない公の職とされています。	4	④
126	現在は個人の権利が強くなり我慢できない人が増えてきている。自分の失敗でも人のせいになり、遊具で遊んだり公園で遊んだりして怪我をすることでその遊具のせいになり、こんな環境の下で育った子は大人になる前に困難にぶち当たるとどうしていいかわからず人にも相談できず頭の中の環境破壊が起こるのではないかと思う。事前の対策が必要だと思う。家族会も悩み考えている。	子どもから大人になるまでの期間は、豊かな情緒や社会性を育む大切な時期です。子どもの成長や子どもを取り巻く環境において、心配なことがある時は、学校や子ども総合センター(児童相談所)等の関係機関が相談に応じながら、連携して取り組んでいます。	2	①